

4 身体障害者授産施設支援（通所）

〔→身障入所授産トに同じ。〕

作業中の安全への配慮が必要であるかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 視覚障害のため、手元の状況を視覚的に確認することができない。
- ② 聴覚障害のために、指示や声かけ、危険を知らせる音等のサインを確認することに制限がある。
- ③ 上肢や手指にまひや震せん等があり、巧緻性にかける。
- ④ 下肢・体幹に制限があり、立位や座位のバランスが不安定であるか、または長時間の立位の維持が困難である（ただし、上肢や体幹に制限がなく、座位バランスに支障のない車いす利用者は除外。）。
- ⑤ 脳性まひ等により危険なことに對して叱咤に危険回避ができない。
- ⑥ 知的障害やてんかん等を併せ持つことにより、介助や配慮を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- （ア）常に支援が必要：上記の対象例のような状態であり、作業中はほぼ毎回見守りや適宜の支援を必要とする。
- （イ）ときどき支援が必要：上記の対象例のような状態であり、作業中は、ときどき見守りや適宜の支援を必要とすることがある。
- （ウ）支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ツ. 作業の準備及び後片付けに関する支援

〔→身障入所授産ナに同じ。〕

作業の準備と後片付けに関し、自ら行うことに制限があり、支援を必要とするかどうかを判断する。（聴き取りの際には、生活関連行為や作業の準備と後片付けについての現在の状況で判断する。）

具体的な対象例としては、

- ① 重い道具を持つことができないことに加え、作業で汚したり散らかした箇所の掃除を自ら行うことができず、これらの行為について介助を要する。
- ② 知的障害や認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、繰り返し説明をしても道具の設置・収納場所を理解できず、準備や後片付けに支援や介助を要する。

〔各選択肢の基準〕

- （ア）全面的な支援が必要：準備や後片付けのほとんど全てに支援を要する。
- （イ）部分的な支援が必要：準備や後片付けについて、一部支援を要する。あるいは、繰り返し説明しても道具の設置・収納場所を正確に理解できないが、指示等の支援をすれば準備または後片付けができる。
- （ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

テ. 作業技術の習得及び作業の遂行に関する支援

〔→身障入所授産ニに同じ。〕

作業を遂行する上で、補助具や設備または、支援を必要とするかどうかを判断する。（ただし、本項目は、作業の内容理解を問うものではない。）

具体的な対象例としては、

- ① 身体障害により、作業に必要となる専門的な道具（パソコン、電動のこぎり、農機具等）を使用するために本人の状況に合わせ特別の補助具が必要である。または、設備の改良が必要である。
- ② 作業全般について、個別の工夫や支援を行う等の手助けを必要とする。（知的障害や、認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つ者を含む。）

〔各選択肢の基準〕

- （ア）全面的な支援が必要：個別の補助具や設備の改良を必要とし、その補助具や設備の使用を含めた作業技術の習得を必要とすることに加え、なおかつ作業の遂行のために、手助けを必要とする。（聴き取りの際には、生活関連行為や作業の遂行に当たり、現在、補助具や改良した設備を使用していることに加え、手助けを受けている状態であれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。）
- （イ）部分的な支援が必要：個別の補助具や設備の改良を必要とし、その補助具や設備の使用を含めた作業技術の習得を必要とする。または、作業遂行のための手助けを必要とする。（聴き取りの際には、生活関連行為や作業の遂行に当たり、現在、補助具や改良した設備を使用している、または、手助けを受けている状態であれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。）
- （ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ト．各々の障害に応じた手段による意思疎通に関する支援（代筆、電話の仲立ち等の支援を除く。）及び意思疎通の訓練

〔→身障更生ト、身障療護ノ、身障入所授産ヌに同じ。〕

視覚障害、聴覚障害、言語障害あるいは盲・ろうの重複障害等、各々の障害に応じたコミュニケーション手段・機器（例：点字、音声出力、印刷物の拡大、手話、指文字、意思伝達装置等）による支援を必要としているかどうか、また、コミュニケーション手段の習得について支援が必要であるかどうかを判断する。（知的障害や認知・記憶・注意等の障害等を併せ持ち、コミュニケーションが制限されているために、支援を必要とする場合を含む。）

〔各選択肢の基準〕

- （ア）全面的な支援が必要：上記に示すような障害により、コミュニケーション支援機器の利用や手話等といった特別のコミュニケーション手段の習得について支援を要する。
- （イ）部分的な支援が必要：コミュニケーション支援機器やコミュニケーション手段を必要とする。
- （ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ナ．代筆、電話の仲立ち等の支援

〔→身障更生ナ、身障療護ハ、身障入所授産ネに同じ。〕

「読み」、「書き」、「会話」に制限がある（例：視覚障害、聴覚障害、言語障害あるいは盲・ろうの重複障害、脳性まひ等の機能障害）、あるいは電話やFAXといった通信機器

4 身体障害者授産施設支援（通所）

の操作に制限がある（例：上肢機能障害等）ため、代筆や電話の取次ぎ、電話の応対をする等の支援を必要とするかどうかを判断する。

〔各選択肢の基準〕

（ア）全面的な支援が必要：代筆、電話やFAXの代行、またはワープロ、パソコン等の操作のいずれかについて支援を必要とする。

（イ）部分的な支援が必要：代筆、電話やFAXの使用、またはワープロ、パソコン等の操作のいずれかについて見守りや確認といった支援を必要とする。

（ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ニ．退所後の生活に向けた住宅の確保、生活支援の体制作り等に関する支援

〔→身障入所授産ノに同じ。〕

退所後の生活を想定した場合、障害者用住宅の確保や住宅の改造、日常生活上の様々な行為（買い物、食事、洗濯等）に対する支援の体制作りを必要とするかどうかを判断する。

〔各選択肢の基準〕

（ア）全面的な支援が必要：四肢まひ、脳性まひ、内部障害、盲・ろう重複障害、知的障害を持つ者等であり、住宅改造や日常生活上の様々な行為について多くの支援を必要とする。

（イ）部分的な支援が必要：（ア）で挙げたような障害状況にはないが、住宅改造や日常生活上の様々な行為について支援を必要とする。

（ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ヌ．就職先の選定及び就職先との調整に関する支援

退所後の就職を想定した場合（福祉工場、小規模通所授産施設、小規模作業所等を含む。）に、就職先の選定や就職後の連絡・調整等について支援が必要であるかどうかを判断する。

（聴き取りの際には、職場環境等の改善（車いす対応、コミュニケーションの確保等）や、特別な障害者用補助機器（音声入力装置、特殊スイッチ等）の用意が必要であるかにより判断する。）

〔各選択肢の基準〕

（ア）全面的な支援が必要：四肢まひ、脳性まひ、内部障害、盲・ろう重複障害、身体障害に併せ知的障害を持つ等の者であり、上記のような希望先の職場環境等の改善や障害者用補助機器の用意が必要である。

（イ）部分的な支援が必要：（ア）で挙げたような障害状況にはないが、職場環境等の改善や障害者用補助機器の用意が必要である。

（ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。